

浜頓別町条件付一般競争入札公告

浜頓別町告示第 21 号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び浜頓別町財務規則（平成 25 年規則第 13 号）第 115 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 31 年 4 月 8 日

浜頓別町長 菅原信男

1. 入札に付する事項

- （1） 整理番号 ①
- （2） 工事名 平成 31 年度 北オホーツク畜産センター牛舎（肥育牛舎 4）改修工事
- （3） 施行場所 枝幸郡浜頓別町字智福
- （4） 工事概要 鉄骨造平屋建外部改修一式、建築面積 1,515 m²
- （5） 工期 契約締結の日 から 210 日間
- （6） 予定価格 金 70,532,000 円 （入札書比較価格 64,120,000 円）

2. 契約条項を示す場所及び期間

- （1） 場所 浜頓別町建設課
- （2） 期間 公告の日 から 平成 31 年 5 月 7 日（火）まで

3. 入札執行の場所及び日時

- （1） 場所 浜頓別町役場 2 階大会議室
- （2） 日時 **平成 31 年 5 月 8 日（水）午前 9 時 00 分**

4. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- （1） 入札保証金 免除する。
- （2） 契約保証金

① 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、町を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき又は保険会社に町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出させたときは、

契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- ② 同号①の履行保証保険証券は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければならない。
- ③ 同号①の公共工事履行保証証券は、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければならない。
- ④ 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出すること。
- ⑤ 契約保証金に代える担保として銀行、町長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、保証期間を工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上とした当該保証を証する書面を提出すること。
- ⑥ 浜頓別町財務規則（平成 25 年規則第 13 号）第 139 条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

5. 入札参加資格

- (1) 浜頓別町財務規則（平成 25 年規則第 13 号）第 114 条の規定に基づき町長が作成した競争入札参加資格者名簿において、対象工事の工事種目に登録されている者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建築工事業の許可で又は特定建設業許可を受けている者であること。
- (3) 公告日から入札期日までの間、浜頓別町建設工事等競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成 3 年要綱第 1 号。以下「入札参加資格事務処理要綱」という。）第 9 条の規定による指名停止を受けていないこと。
- (4) 対象工事に対応する許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が 4 年以上あること。
- (5) 浜頓別町内に本店（工事にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 号第 1 項に規定する営業所）を有していること。
- (6) 建築工事業の施工実績があること。
- (7) 対象工事に対応する許可業種に係る建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事に専任で配置できること。
ただし、営業所毎に設置されている専任技術者は工事に配置できない。
- (8) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (9) 共同企業体の場合にあつては、建設工事共同企業体の運用基準の規定に基づいて結成

され、予め入札参加資格事務処理要綱第3条の規定による資格審査を受け、入札参加資格者として登録された者であること。

各構成員は、浜頓別町内業者の地場業者を1者以上含めた2者又は3者とし、1業種につき2回まで結成が可能である。(2業種)

なお、共同企業体として参加する場合は、その構成員は単体企業又は他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

(10) 入札参加資格事務処理要綱第11項の規定による格付で建築工事業Aランク格付の決定を受けたものであること。

6. 入札参加手続き

(1) 入札手続担当課 〒098-5792

枝幸郡浜頓別町中央南1番地

浜頓別町役場建設課 管理係

Tel 01634-2-2358 ・ Fax 01634-2-3788

(2) 条件付一般競争入札参加申請書類の交付等

① 条件付一般競争入札参加申請書類は、入札手続担当課において次の期間中交付のこととする。

なお、浜頓別町町ホームページ (<http://www.town.hamatonbetsu.hokkaido.jp/>) よりダウンロードすることも可能である。

② 交付期間 公告の日 から 平成31年4月18日(木) まで

(3) 設計図書等の閲覧

① 閲覧場所 浜頓別町役場 1階 建設課

② 閲覧期間 公告の日 から 平成31年5月7日(火) 17時00分まで

③ 閲覧の用に供する設計図書等(持出用)は、条件付一般競争入札に参加を希望する場合に限り複写のためデジタルデータ又は打出し用紙による持ち出しができるものとし、設計図書等を持ち出す場合は、「入札参加希望工事の閲覧用設計図書等持出申込書」を入札手続担当課へ提出すること。

なお、打出し用紙による設計図書等の持ち出し時間は、原則1時間以内とする。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答

① 設計図書等について質問がある場合は、次の期間中に書面にて入札手続担当課宛に持参及び郵送又はファクシミリにて提出することができる。

② 質問書に対する回答は、ファクシミリにて回答のこととし、全ての質問・回答につい

ては、次の期間中、閲覧場所にて閲覧に供することとする。

③ 質問書提出期間 公告の日 から 平成 31 年 5 月 7 日（火）まで

④ 質問書等回答・閲覧期間 公告の日 から 平成 31 年 5 月 7 日（火）まで

7. 条件付一般競争入札参加申請書類の提出等

(1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類を提出し、発注者による審査を受けなければならない。

① 条件付一般競争入札参加資格申請書（様式第 1 号）・・・正・副各 1 部

② 工事施工実績調書（様式第 2 号）・・・・・・・・・・ 1 部

③ 工事施工実績を証明できる書類・・・・・・・・・・ 1 部

ア. 工事請負契約書（設計変更があった場合は変更通知書）の写し、公示用設計書（設計変更があった場合は変更後のもの）及びコリンズ登録書（竣工時）など工事概要・数量等が確認できる書類の写し

④ 配置予定技術者調書（様式第 3 号）・・・・・・・・・・ 1 部

⑤ 共同企業体による場合は、建設工事等共同企業体協定書（写）及び
附属協定書（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・各 1 部

⑥ 返信用封筒（切手貼付・宛名記載済み）・・・・・・・・・・ 1 通

(2) 申請書類の提出方法、提出期限及び場所

① 提出方法

直接持参による。

郵送及びファクシミリその他の電子通信によるものは受け付けない。

② 提出期間 公告の日の翌日から 平成 31 年 4 月 18 日（木）17 時 00 分 まで

③ 提出場所 浜頓別町役場 1 階 建設課

8. 入札参加資格者の決定等

(1) 入札参加資格者の決定等については、条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第 4 号。以下「資格審査結果通知書」という。）により通知する。

(2) 入札参加資格がないとなった者は、その理由について、資格審査結果通知書を受けた日から起算して 3 日以内（土・日曜日、祝祭日は除く。）に書面により説明を求めることができる。

9. 入札参加資格者の失格等

入札参加資格があると認められた者（以下「有資格者」という。）が次に掲げる事項のい

いずれかに該当することとなったときは、入札参加資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 5. に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 申請書において、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったことが判明したとき。
- (3) 有資格者が不正の利益を図る目的をもって連合するなど、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ったとき。
- (4) その他、条件付一般競争入札に参加させることが著しく不相当と認められるとき。

10. 入札の方法

- (1) 条件付一般競争入札に参加の際は、資格審査結果通知書を提示し、確認を受けること。
- (2) 郵便、電報、ファクシミリその他の電子通信による入札は認めない。
- (3) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税による課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に消費税及び地方消費税額分（100 分の 10）を含まない金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行までに有資格者が 1 者以下の場合は、入札を中止する。
- (5) 入札は、一工事毎に行い、その都度落札者を決定する。
- (6) 入札の執行回数は 1 回とし、再度の入札は行わない。
- (7) 複数の同種・類似工事への入札参加に際して、同一の者をいずれか一つの工事の配置技術者としてほしい場合で、落札決定により技術者を専任で配置することが見込めなくなった場合は、以降の工事の応札はしないこと。

11. 入札の無効等

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、契約締結後に入札が無効となることが明らかになった場合は、入札手続担当課の指示に従うものとする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び 9. に掲げる失格者のした入札
- (2) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (5) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (6) 入札書に記名押印がない入札
- (7) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

- (8) 他人の代理を兼ね2人以上の代理をなした者の入札
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

1 2. 最低制限価格の設定

この工事は、施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事である。

1 3. 契約書作成の要旨

必要とする。(工事請負契約書については、北海道建設工事執行規則別記「建設工事請負標準契約書式」による。)

なお、本工事に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び浜頓別町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)第2条の規定に基づき、浜頓別町議会の議決に付すものであるので、落札者を決定した場合は仮契約書を締結し、浜頓別町議会の議決を得たときは本契約を締結する。

1 4. 前払金

契約金額の4割に相当する額以内を前金払する。

1 5. その他

- (1) 中間前金払及び部分払はしないものとする。
- (2) 工事費積算内訳書の提出を求めるので、入札に参加の際は必ず持参すること。
- (3) 共同企業体が落札した場合は、契約締結の際に共同企業体附属協定書を提出すること。
- (4) この工事は、工事实績情報システム(コリンズ)への登録義務付けとするので、受注業者については、契約締結後、「登録内容確認書(工事实績)」を必ず提出すること。
- (5) この工事の入札に関する事項については、浜頓別町建設工事等の入札の経緯と結果並びに予定価格の公表に関する要綱(平成12年訓令第19号)の規定に準じて公表するものとする。